

児童手当の抜本的拡充の実施に向けた対応方針について

- 「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において示している「加速化プラン」に基づき、児童手当について、所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降3万円とする抜本的拡充を実施する。
- また、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、支払月を隔月(偶数月)の6回とする法改正をあわせて行い、拡充後の初回支給を令和6年12月に前倒しする。
- 上記にかかる実務面の対応方針については以下のとおり。

【拡充範囲について】

- 新たに支給対象となる高校生年代の児童については、現行(中学生以下)と同様に、受給者が監護・生計要件を満たすかどうかにより支給の有無を判断する(児童の就労の有無、所得の有無は問わない)。
※施設入所等児童についても高校生年代までの支給期間の延長に伴い、所要の対応を行う。
- 父母など2人以上の者が監護・生計要件を満たす場合の児童手当の支給先は、引き続き、これらの者のうち生計を維持する程度の高い者とする。

【受給資格について】

- 新たに受給資格が生じる者については、監護・生計要件の確認が必要なことから、認定申請を必要とした上で、施行前申請を可能とするとともに施行後も半年程度の申請猶予期間を設ける。また、申請漏れを防ぐ観点から、公簿等の情報に基づき対象者を特定した上で市区町村において申請勧奨を行っていただく。
- 受給額が増加する者については、公簿等の情報に基づき市区町村における職権による額改定が可能であることから、認定請求みなしの規定を設ける。

【適用関係の明確化について】

- 令和6年10月分以後の児童手当から拡充後の児童手当が適用され、同年9月分以前の児童手当又は特例給付の支給については現行規定が適用される旨を明確化するとともに、費用負担関係についても同様に明確化する。

【隔月支給への移行について】

- 隔月支給への移行に当たり、地方自治体の事務負担を可能な限り軽減する観点から、児童手当の支給の際に送付する支払通知書を廃止する等の事務の簡素化を行う。
- 毎年6月に行うこととしている現況確認の結果の反映は、市区町村における審査に要する時間も勘案し、10月支給分から（8月支給分は6月支給分と同様の取扱い）とする。
- 国から地方自治体に対して交付する児童手当等交付金については、4月、7月11月にそれぞれ4か月分を交付することとする。

※ 多子加算における子のカウント方法については検討中であり、引き続き整理していく。